

☆原則 65歳以上で、環境や経済的な理由から自宅などの生活が難しい人。

まずは入所相談

市区町村の役所窓口、居宅介護支援事業所、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

申し込み

入所の申し込みはお住いの市区町村の役所窓口で行います。

調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況、その他必要な事項について調査が行われます。

入所判定委員会

調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の要否について判定します。

決定

市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の要否を決定することになります。

入所

